

第六十五回国会 参議院社会労働委員会会議録第六号

昭和四十六年三月十日(水曜日)
午後一時十五分開会

委員の異動

二月二十五日

辞任

高田 浩連君

補欠選任

吉武 恵市君

二月二十六日

辞任

吉武 恵市君

補欠選任

高田 浩連君

三月二日

辞任

高田 浩連君

補欠選任

赤間 文三君

三月三日

辞任

赤間 文三君

補欠選任

高田 浩連君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

林 虎雄君

上原 正吉君

高田 浩連君

小柳 勇君

渋谷 邦彦君

委員

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

占部 秀男君

大橋 和孝君

佐野 芳雄君

喜武屋眞榮君

第七部 社会労働委員会会議録第六号 昭和四十六年三月十日 【参議院】

政府委員

厚生 大臣

内田 常雄君

文部省大学学術局長

村山 松雄君

厚生大臣官房長

高木 玄君

厚生省医務局長

松尾 正雄君

常任委員会専門員

中原 武夫君

文部省大学学術局長

甲斐 安夫君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

厚生省保険局長

松浦十四郎君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

文部省大学学術局長

松浦十四郎君

○委員長(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(林虎雄君) 母子保健法の一部を改正する法律案を議題といたします。

生保護法第十四条一項四号の規定を削除する改正を考慮いたしております。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(林虎雄君) 以上で趣旨説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(林虎雄君) 視能訓練士法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。内田厚生大臣。

○國務大臣(内田常雄君) ただいま議題となりました視能訓練士法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における眼科医療の著しい進歩によりまして、斜視、弱視などにより両眼視機能に障害のある者を幼少時の段階で矯正治療することが可能となつてまいりました。

全国の児童のうち、この矯正が可能なる者は約四十万人と推定されておりますが、これらの児童が現状のまま放置されるならば、正しい遠近感を欠き、対象を立体的に見ることができず、日常生活上または教育上種々の悪影響を受けることとなります。

したがって、これらの児童に医学の進歩の成果を享受させ、早急にその障害を矯正治療することが急務であります。

この矯正治療にあたっては眼科医がその全部をみずから行なう必要はなく、長期間にわたる矯正訓練や、これに必要な検査は、眼科医の指示のもとに、一定の知識技能を修得した専門技術者に行なわせるのが効率的であり、また現にこのような技術者を養成する要望がきわめて高いのであります。

このような現状にかんがみ、新たに視能訓練士

の資格制度を定めることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、その内容について概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律案におきましては、視能訓練士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的としております。

第二に、この法律案において視能訓練士とは、厚生大臣の免許を受けて、視能訓練士という名称を用いて、医師の指示のもとに、両眼視機能に障害のある者に対する機能回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいうこととしております。

第三に、視能訓練士になるためには、視能訓練士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととし、国家試験の受験資格を、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した養成所において、高等学校卒業業者については三年以上、短期大学の卒業業者等については一年以上、視能訓練士として必要な知識技能を修得した者に与えることとしております。

なお、この法律が施行された際に、病院または診療所において、医師の指示のもとに、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査業務に従事している者で、その業務に従事した期間が五年以上あること等の要件を満たしたものは、昭和五十一年三月三十一日までは、受験資格の特例を認めることとしております。

第四に、視能訓練士にその名称を独占させ、視能訓練士でない者は視能訓練士という名称またはこれにまぎらわしい名称を用いてはならないこととしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) 以上で趣旨説明は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大橋和孝君 視能訓練士法案につきまして、二お伺いしたいと思ひます。

これは日本の眼科学会などの強い希望があつて、この視能訓練士法が本国会に政府提案として出されたことに對しましては、私も一応評価するものであります。いままでお見をしても要望したことがあつたわけでありまして、ちょうどわが国のリハビリテーションに対する強化と充実を促進する意味におきまして非常に大切なことであり、それにつきまして少しばかり質問してみたいと思ひます。

まず、今日、わが国におきましてリハビリテーションを国民がいかに必要としているか。私の手元に、昭和三十三年三月、厚生省の大臣官房企画室において行なわれましてリハビリテーション需要調査報告がありまして、この七年前の調査でも、身体の支障のため日常生活に差しさわりのある者のいる世帯数は、全国で約二百三十一万世帯もあると報告されております。このような調査はその後続けて行なわれておるのかどうか、まず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) ただいま御指摘の三十九年に、国民生活実態調査に付帶いたしまして御指摘のような調査が行なわれたのでございまして、その後四十年に医療機関につきまして、そこへ来ておる患者について医学的リハビリテーションがどの程度必要であるかということについての調査がございまして、その概要を申し上げますと、大体外来患者の八・二％というものが当時医学的リハビリテーションの対象ということになっております。また入院患者の延べ数に對しましては二・二％というものが必要であるという結論が出ています。

○大橋和孝君 この調査は十分に行なわれて、これに對する十分な措置が講じられなければならぬと思ひますので、その点につきましては、特に厚生省では配慮をしてもいい、こういうふう

うに思っているところであります。

今国会になつて、O.T.、P.T.の国家試験の受験特例措置がこの三月三十一日をもって切れることになつておりますので、いろいろなところからいまこの問題について陳情があるわけでありまして、ここではこの問題につきましては触れないでおきますけれども、先ほどの報告書の最後の部分に三つの指摘がなされておるわけでありまして。

第一には、リハビリテーションを必要としているのは低所得階層に多いこと、この人々にリハビリテーションを行なうことによつて就業の機会を高められること。第二には、体の不自由なことを理由として働こうと思つても働けないこと、リハビリテーションを積極的に行なうことが必要なこと。第三の点は、早期に十分なリハビリテーションを受けられなかつたために症状が固定した者がいると考えられ、今後、早期にリハビリテーションを行なえば機能の改善率をさらに高めることができること。

こういうようなことが指摘されておるわけでありまして、それから七年たった現在、一つ交通事故故を例にとりまして、毎年飛躍的に死傷者の数がふえておるわけでありまして、このリハビリテーションの必要度も高まつておるわけでありまして、この間厚生省はリハビリテーションに對して具体的にどのように施策を進め、拡充をはかつてこられたか。このことにつきまして具体的な状態を明示していただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のようなりハビリテーションの問題はかなり範囲の広い問題でございまして、厚生省におきましてもそれぞれの局にわたつていろいろな改善対策を進めておるわけでございますけれども、便宜一括いたしまして御説明申し上げます。

まず第一番目には、いま御指摘のように、四十年来に理学療法士、作業療法士という専門職を生んだということでありまして、これと並行いたしまして、たとえば国立病院につきましては特に温泉病院というものを設け、現在国立病院だけで温泉病

院として専門にやっておりますのが十五病院に到達しております。その後、最近におきましては、脳卒中の後遺症というもののに対する対策が非常に必要でございますし、この点については主として慢性的なものでございますので、国立療養所等が中心になりましてその一部を受け持っております。また脊髄損傷等の疾患につきましてもさらに拡大をしていくわけでございます。それからまた一般病院等につきましても、これらの対策が具体的に進むことが必要でございます。その充実をはかる必要があるわけでございます。たとえば特別地方債等におきましても、一般の病床の場合よりもリハビリ関係の面積を広くいたしますとか、あるいは医療公庫等につきましても、特に公的医療機関等で、制限があるにいたしまして、リハビリ関係であれば、新しく面積を加算して融資するというようなこともはかりまして、一般的な医療機関についても、かような整備について援助いたしておるところでございます。

なお、一般に社会的リハビリテーションといわれている身体障害者等につきましても、御承知のとおり、補装具の交付でございますとかあるいは社会福祉施設の整備ということによりまして、あわせてこの方面についての更生援護ということをはかっておるわけでございます。これらの社会福祉施設について申し上げれば、昭和三十九年に比較しまして約一・八倍等の定員増というような状況に到達いたしております。

○大橋和孝君 現在のOTが三百八人、PTが千百十二人、こういうように、有資格者はこれくらいしかないというわけでありまして、この数は必要度から考えてあまりにも私は低いのではないかと考えますが、いろいろいまお話しのように、その後、国立療養所あるいはまた病院などでそうしたことを進めておられますけれども、実際の数から言いましたら、私は少ないのじゃないかと思う。特に欧米先進諸国の数字も私の手元にも持ってきておられますが、それなんかと比べますと、これはもうほんとうに六分の一ぐらいしかないの

じゃないかと思うのであります。その他、セラピストの数と質の向上をどういうふうにしてこれから考えられるのか。実際の数の不足からすれば相当抜本的な考え方をもち進めなければ、いま、こうしました、ああしましたという御報告を受けておりますけれども、実際問題として、それが実行できていないということになるのではないかと、思うのであります。この質の向上をどういうふうにして考えられるのか。数とともに考えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のとおりの実態だと存じます。特に制度が発足いたしました五年という短い期間でございますために、御指摘のような行政が十分に間に合っておりません。したがって必要とする数に對しましては、これにこれは下であるということは御指摘のとおりだと私も考えております。

ただ、こういうものが発足いたしました際には、先生も御承知のように、いわばこういう人を教える人、教えるほうにいろいろの問題がございます。それを十分にこなして教える切れるような人が育つというものは、ある程度待たざるを得ないというふうな事情もあつたわけでございます。よくよく最近、発足いたしました五年、こういう方面に携わつて後輩を教えるような人も育つてまいりました。そういう基礎に立つて今後さらにふやしたいと考えておるわけでございますが、具体的には、従来はなかなかこういうものについて積極的にこれを引き受けてやろうという地方公共団体等も比較的少ないという感じがいたします。したがつて私も、来年度以降におきまして、来年度の予算編成等の過程を通じて、たとえばいろいろな年金等の融資の対象というふうなものの中にもこういう学校、養成所等の施設整備ということについて対象にしたい、こういうふうなことで、そういう財源の面からもひとつ強化をいたしまして、早急にこういうものが発足できるように努力をしたい。ただいまはそういうふうな考えでおる段階でございます。

○大橋和孝君 なかなかこの教育も非常に困難ではあらうと思ひますが、相当積極的に進めないと、いまではむしろそうした人たちが希少的価値というか、得ようと思へば非常にいろいろな努力をしないと突らないという状態でありまして、私は、この教育そのものには相当力を入れてもらわなければならないと思うのであります。特にその点も抜本的に考えを直してやっていただきたいと思ひます。

それから、現在わが国ではこの理学療法士——PTですね、あるいは作業療法士——OTの二つしかなくて、セラピストが法的根拠を持つておるものはその二つぐらいでございます。今度の視能訓練士が加わりましてこれで三つであらうと思ひますが、先進諸国では十ないし十五というセラピストの職種があると聞いておるわけでありまして、たとえば言語障害の訓練士——STとか、あるいはまた聴能訓練士——ATというふうなもの、あるいはまた義肢装具士というふうな、いろいろなさうしたセラピストの養成を十分に行なつておるというわけでありまして、わが国でも、障害者の側からいへばまたその家族からは切実なこれらに対する養成の必要を私も聞いておるわけでありまして、厚生省の見解として、こういうものに対してはもっと幅を広げていろいろなものをやつていくのか、あるいはまたそれを年次計画としてどう考えておられるのか。先ほどからのお話は聞いておりますけれども、もっと具体的に将来の展望をここで明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) ようやく視能訓練士の段階まで到達をいたしましたわけでございますけれども、この視能訓練関係を練るに当たりまして、同時に言語療法士あるいは聴能訓練士というふうなもの、いわゆる耳の能力に対する訓練士というふうな、いろいろと検討を続けてまいりました。大体その言語治療あるいは聴能訓練というふうなものにつきましても、そういう専門家の段階のある程

度の意見というものはまとまつてまいりました。したがつて、私どもは、次の段階におきましてそういうAT、STと言われておるものについての制度化に入り得るのじゃないか、こういうふうな考えをもちまして、大体そのための下地的な準備がほぼ終わつていっているというふうなつもりでございます。

○大橋和孝君 このセラピストの養成についてでありますけれども、OT、PTあるいはこのOR T、あるいは今後出てくるであろうところのSTとかAT、こういうような教育、養成、研究課程において共通のものが私は少なくないと思うのです。そこで、これを教育する場合において、これらのセラピストの教育から研究までをせめて全国の各ブロックごとに、あるいはまた将来は各県ごとに総合的な教育の場を持つことが私は必要だと思ひます。厚生省としまして、こういう計画なりあるいは方針を持つてリハビリテーションに對してもっと積極的に取り組んでもらいたいと思ひますが、その辺のところなんかのお考えを聞いておきたい。

それから、第二点は、リハビリテーションの必要は今後もますますこれはふえてくるわけでありまして、国立大学の中に、特に医学部を持つていような大学には、あるいはまた医学部を持つてなくても衛生部門、たとえば体育なり保健なりを取り扱うような大学においては、私は、このセラピストの養成課程を併設されたいと思ひます。そのあたり、文部省のほうのお考えをここであわせて聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 各種のパラメディカルな養成というもののについて、いろいろ科目の上では共通したカリキュラムというものがあつて、したがつて、それを総合した形の養成計画というものの御示唆があつたわけでありまして、御承知のとおり、現在までの段階では、一つの設置主体の中に二つ以上のこういうパラメディカルなものを同時に教育している機関があるわけでございますけれども、その実態は、決して先生の御指摘のよ

うなところまでまだ進んでおりませんで、そういうところでもやはり別々にそれぞれの学科で教育をしている、こういうことでございます。それなりの理由もあるかと思えますけれども、しかし、ただいまのように、きわめて能率的にやるというふうな意味からは、共通科目を一貫して総合的にやるということは十分これは今後検討すべき問題ではないかと考えておりますので、私どもも、ぜひ今後そういう方向でできるかどうかということについて検討させていただきたいと思っております。

○政府委員(村山松雄君) 大学が職業教育の機能も持つておることは当然でございますが、やはり大学として成り立つためには、当該科目が一つは学問として大学レベルのものが立てられ、それに従事する教育研究者のやはり大学を立てるに必要となる数が出てくるということと並行して進みませんと、現実にはなかなかむずかしいでございます。現在、御指摘のように、医療関係の専門職としては、医師を除きますとまだ大学の正規の課程というのはいさぐわめて普及しておらない段階でございます。看護婦についてはわずかがございます。それから、最近衛生検査技師とか、エックス線技師などにつきましても、これは試験的にと申しますか、やと二カ所ほど医療技術短期大学というふうな形で取り入れてまいりました。O.T、P.T等につきましても、これはやはりその必要性の御指摘は十分わかるわけでありまして、これが大学教育に入ってくるまでには、そういった諸般の状況の検討、何よりも関係者の御熱意といったようなものの基礎の上に漸次考慮していくべき課題だと存じます。

○大橋和孝君 先ほどの議論の中にもございましたように、なかなかこういうO.T、P.Tその他教育をしようと思えますと、なかなかそれを指導する指導者といえますか、先生が足りない。これはいままでも、こういう質疑をしたときにいつもはね返ってきた御答弁であったわけでありまして、そういう観点から、やはり国立大学あたりで真剣

にそういうものを早く取り入れてもらわぬ限り、そういう指導者ができてこない、こういうふうになるわけですね。ですから、やはり必要性というか、リハビリテーションというものを考えてみて、あるいは医療の今後の動向を考えてみて、このリハビリテーションが非常に大きなウェイトを今後持つてくるのではないかと。こういうことをするに、あるいは社会的ないろいろな面で国民の健康あるいは社会生活の上に大きな影響を及ぼすことは自明の理であります。先ほどの御答弁を聞いておきますと、そういうことについてはひとつよく検討しますと、そういうことばで終わってしまいましたが、結局いつまでも日にちがたつてしまつて、どこに障壁があるのかということと議論を進めてまいりませんと、教育者が足らぬ、設備がなかなかむずかしいということになるのであります。私は、やはり国でもっと前向きに考えて、こういう点の問題は相当着目していかないと、いつまでたつても指導者もたくさんできないし、そういう教育の面も拡充されていかない、こういうふうな思ふわけでありまして、大臣、こういう点はひとつ文部大臣とも話を詰めてもらつて、こういう教育に対しては少し積極的によつてもらつて、ほんとうにこういう指導をする人になりつぱな人がいなければいけませんから、こういう点は国立大学あたりで教育して、そういうりつぱな資格を得られる人をつくつてもらふことに對して相当前向きにやつてもらわなければいかぬと思つて、こういうことは厚生省と文部省の間でもっと調整して、具体的に進めるといふことを前向きに答弁してもらいたいと思つて、いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、最近こういうことを考えるようになりました。医療というのは、診断とか治療ということが従来は中心になつておつたようでありまして、実際はその前の予防とか、もう一つ前の健康管理、さらにまた治療のあとのリハビリテーションというものが一貫して行なわれなければならないというふうなことで、こと

にリハビリテーションの問題はどこでも大きく取り上げるようになりました。しかしそれを担当するのは、いわゆるパラメディカルセラピストになるわけでありまして、それらはまだ日本では始まつて数年にしかならないという状態の中で、セラピストの数も少ないし、それらを養成するリッダーも非常に少ない。これをそのまま待つておつたのでは、いま私が述べましたような医療というもののについての意識の発展に對応できませんので、どうしてもいま申しますようなセラピストの充実、養成ということが大きな課題になつてござるを得ない。そういう場合には、仕事を覚えた人々がみずから指導者というふうなものになることはもちろん必要なのでありますが、また、別に必要があれば、かつてそうであつたように外国からそれらの指導者の養成に手助けを借るとか、あるいは医療の学問、技術の分野を、お説のように、広く取り入れて、そういう指導者の養成というふうなことを医療専門家の養成課程の中で取り上げるというふうなことに必然的にならざるを得ないんじゃないかと思ふわけでございます。大橋さんの言われますこと、私はよく理解できますので、そういうふうな線に沿いつながら今後対処いたしてまいりたいと思つております。

○大橋和孝君 看護婦の問題についてはこの次の機会に譲つて、きょうはしませんが、ひとつ文部省の側に聞いておいていただきたいと思つて、この看護婦さんの養成に對しまして、私は、やはり国立大学系で、あるいはまた大学ばかりではなくて国立系の高校、そういうところで専門的に、大学法によりあるいはまた学校法の設置基準に従つて、看護婦さんなんかも正規な大量の養成をする教育ができるような場を国でやつてほしい、私はこういうふうなことも思つておりますので、ひとつお耳に十分入れていただいて、今後、教育の中でこうしたすべてのパラメディカルでないいろいろな技術者の養成というものの確に考へていただかないと、今後の医療の問題は大きな飛躍が得られない、こういうふうな思ふ次第であ

ります。続きまして、医療法の中に病院の構造設備の基準が規定されておるわけでありまして、リハビリテーションについては何らそこに規定がないように私も思ふわけでありまして、医療の一環としたしましてリハビリテーションも重要なものとするのであれば、当然規定すべきものと思ふのでありますが、この点についてひとつ御意見を伺つておきたいと思つております。

第二点は、あまり時間がかかりますから質問を續けてやつていきますから、その一つ一つ御答弁をいただきたいと思つて、リハビリテーション関係の診療報酬点数は、現在著しく低いように思ふわけでありまして、あるいは全然ゼロのようなところもござります。リハビリテーションの必要性、あるいは積極的にこれを進めようとするのであれば、当然十分評価されなければならぬし、この点をどのような点数にしていこうかということも少しは考へてもらわなければならぬと思つておるわけでありまして、こういう点についてのお考えを聞いておきたい。

それから第三点は、労災におけるところのリハビリテーションの診療報酬と健康保険におけるリハビリテーションの点数には著しい差があるわけでありまして、私、ここに表を持つておりますけれども、非常にでこばこであります。こういうふうなことも一体なぜ起こるのか。もつとリハビリテーションに對しては評価されていく方向では同じものでなければならぬのじゃないか。こういうふうなことも考へるわけですが、この点、だれかおいでになつていただければおわかりにならないかもしませんが、お気づきがあったら御答弁願います。

○政府委員(松尾正雄君) 第一点の点でございますが、医療法においていろいろ病院の設備構造等が定められておることとござります。主として衛生上なり、防火上なりあるいは保安上というところにつきまして規制をしておる、最小限度の規制をいたしておるわけでありまして、御承知のと

おり、一つの診療科とか、診療内容ということの基準というものは、ただいまの医療法では規定をしておらないわけでありまして。したがって、そういうような段階においてはリハビリテーションだけの構造設備というものをこの法律の中で規定することがいかにどうか、なお少し検討を要する問題であらうかと存じます。ただ、御承知のとおり、このリハビリ関係というものについては、主として国あるいは公的病院というものについての期待というものが非常に強いものがございます。また、そういうところで率先してやるべき問題だと考えておりますので、そういうような器械設備なり運営等の何らかの基準というものについては、むしろ行政上の一つの指導としてこれを明らかにしておくというこのほうが妥当ではなからうかと、ただいま考えておるところであります。

なお、第二、第三の社会保険の点数にしましては、保険局の医療課長が参っておりますので、医療課長から答えさせていただきます。

○説明員(松浦十四郎君) ただいま先生御指摘のリハビリテーション関係の点数でございますが、現在、点数表では整形外科機能訓練ということでございまして、その中が三つに分かれていて、器械器具を用いた訓練、水中機能訓練、温熱療法、それそれぞれが十ずつということで算定されることになっております。これをひとつと評価すべきではないか、こういう御意見でございますが、これは昭和三十三年当時は、乙表で申しますと八・一点、三十六年の改正のときに九・一点、それから四十二年の十二月の改正のときにこれを三段階に分けてまして九・一が三倍になり得るという形で改正をいたしました。それから四十五年二月にはこれを十点上げまして十の三倍までできるといふことで、いままでもある程度これが引き上げが行なわれておるようでありまして、これにつきましては、さらにこの中央社会保険医療協議会でしかるべき診療報酬の適正化ということで御検討いただけることになるのじゃないかと、こういうふうに考えております。

それから労災保険関係の診療報酬とズレがあるのじゃないか、こういう御指摘であります。現在、労災の診療報酬は健康保険の点数表に準ずる扱いということになっております。ただリハビリにしましては、施設基準を労災のほうで設けまして、その施設基準に合致している医療機関につきましましては、特別にこれより加算を加えるというようなやり方を現実にやっておるわけでございまして、こういった承認施設が現在全国で十四カ所ほど労災のほうでは特別に承認しているという実情でございます。これはやはりこの施設基準というものを特にお持ちになってやっていると、いまして、基本的には社会保険の診療報酬点数表を準用してやっておるわけでございまして。特に現在社会保険診療報酬のほうでは、いわゆる作業療法関係にしまして特別の点数の設定というのはいまありません。これを含めて中協で社会保険診療報酬の今後の点数の適正化ということで御議論いただくことになるというふうに考えております。

○大橋和孝君 それではちょっと二、三法案について伺いたいと思っておりますが、視能訓練の対象者は現在四十万と聞いておりますが、実際は患者数はどれくらいあるか。また、今後毎年二、三万人が対象になると言われておりますけれども、これに對しますところの訓練士の数は、どのくらいあれば対応ができるのですか。その対応数、訓練士の数もひとつ聞かしていただきたい。その養成数は、国立小児病院内に三十人と非常に少ないように聞いておりますが、どのようにしてその数をふやして質の向上に努力されるのか、これについてもお話を承りたい。

それから訓練に必要な設備を擁する病院の数、私はまだ寡聞であつてよく知らないのですが、これはどのようになつておるか。

それから訓練士の現在数と必要数、先ほどもちょっと申し上げましたようなこと、そういうようなことをひとつまとめてお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 大体四十万と申しますのは、従来の眼科学会その他の研究の結果を引用いたしまして、その人口にかけて推定をしたものでございまして、この点は学会自体も大体こういうものだといふふうな了解をしておるものでございまして、毎年二・五万程度が新しくなるといふような表現になっておりますけれども、これは四十万の中にむしろ含まれて考へていただければ、こうだと私も考へておるわけでございまして、こういう実態に對して、具体的にそれぞれどの程度の治療時間を要するかというふうなことを中心にいたしまして推定をしてみますと、私も、視能訓練士というものは約二千名現在要するというふうな予定をいたしております。現在はお手元の資料にもございまして、現実に各医療機関等で従事しております者は、いま九百七十名といふような状態でございます。したがって、少なくとも私も昭和五十年ごろまでにこの二千名程度の確保ということがはかれるような計画をしたと、こう思つておるわけでございまして。このためには大体養成施設をいたしまして三年課程、あるいは短大というものがあつてございまして、すけれども、全体として約四十年計画で十二校程度のものをつくれれば、ほぼこの辺の目標に到達できるのではないかと、いふふうな大体的見當をつけております。

先ほど来、国立大学等について云々というふうな御指摘がございましたけれども、ただいま私も、ものほうにも国立の医学部等からいふものについて設置をしたいといふ非公式な打診等もございまして、そういうふうなことも十分考へたいと思ひますので、ぜひ早急に設置ができますように努力をいたしたいと、いふふうな考へておるわけでございまして。

○大橋和孝君 それからこの受験資格に特例がつけられているわけですが、O.T、P.Tにも問題になつておるわけでありまして、この特例を延長しないで済むための措置が必要だと、こ

う思ひますが、どのように考へて進めていかれようと思ひますか。

○政府委員(松尾正雄君) ただいま九百七十名程度の現にこういうことに従事している者がおるといふことを申し上げたわけでございまして、この方々の大體学歴等もお手元の資料にもつけてございまして、かなりレベルの高い方、大学あるいは短大卒、あるいは高校卒という者がほとんど全部でございまして、そういう意味におきましては、この従来の特例といふようなものと比べますと、基本的な素養が非常に高い人々だと一応考へられると思ひます。したがって、おそろくその特例試験といふものについての合格率も私は高いんだらうという期待をかけておるわけでございましてけれども、しかしそれでもやはり特例を設けるものでございまして、それによつてできるだけ多くの人がこういうふうな資格を持つて専門家として働いていただくことが望ましいものでございまして。たとえば指定講習会といふふうなものによりまして十分充実をいたしまして、その内容によつても十分な実力を持つて受験できるような方向で内容を考へたいと、いふふうな思つておるわけでございまして。

○大橋和孝君 その附則の第三項によつて、現在働いておる人々に、いまおっしゃつたように、受験資格の特例が五年間認められておる。ちよつと表を見てもらつたのですが、この要件の一つに、業務の経歴が五年に達すること、いふやうな条件になつておるわけですね、第三項で。資料によると、特例の対象になる人々は、いまおっしゃつたように、九百七十名でございまして、その勤務経歴を見てみますと、すでに五年に達しておる者は二百七十六、それからそれ以下四年が二百二十、三年が二百八、二年が二百三十八、一年未満の人たちが二百二十八名となつております。そうすると、これを逆に受験資格を取得する観点から見ますと、五年に達した人が法律施行後最初にすぐ施行される試験を受ける資格ができるわけでありまして、一年未満の人たちは五年後でないと受験資格

ができないわけですね。そうなりますと、試験が年一回行なわれると仮定いたしますと、同じく特例措置の適用を受ける人たちの間で、ある人々は五回試験を受ける機会が得られるが、一年未満の人になりまますと、わずかに一回しか受験する資格がないというわけですね。そうなりますと、受験機会の不平等ということが起こってくるわけでありますし、O.T.、P.T.の場合は、特例期間の再延長を五年間してこれという要望が出てくるわけですね。そういうようなことから考えますと、やはりそういう措置でいくと、五年たつたらまた同じようなことが起こってくる。一回受けて落ちた人は前から五回受けてやつと通った人と比べると格差があり過ぎて不平等である、また同じような問題が私は起こってくるんじゃないかと思うのであります。こういうことを繰り返さないために一体どういうふうにするのか、この辺についてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) ごもつともな御指摘だと存じますけれども、一応特例というもののついでに他の制度もほぼ同じようなやり方になるわけでございます。ただ、五年たつている方は経験を積んでおりますけれども、今度の試験というのがいれば最初の試験ということになるわけでございます。一年未満の方は先までまだいぶん時間があります。そこで、いろいろの要件といたしまして、講習会等を受けることは最小限度の要件にしておるわけであります。しかし、受講資格というものは一回受けたら二度受けさせないというものではございませんので、私も、一年未満の方が最後の段階を迎えるまでの間にそういう講習会等は何回も受けられるというような配慮をして、一回だけ受けて資格は持つておりますけれども、さらに内容を十分勉強するチャンスを与えていいじゃないか、そういうことで、具体的にこういう方々の実力を十分につけ得るような時間的な余裕がございますので、そういう配慮をして報いたいと考えておるわけでございます。

○大橋和孝君 それからもう一つの観点から見ると、この第二号の要件とされている講習会についてでございますけれども、どれくらいの時間を予定しておられるのか。特に正規の養成課程を見ますと、その専門科目について、三年制では千七百時間、一年制では千三百時間が要求されておるようでございます。それとの均衡がどういうふうには、この養成課程で二千二百四十時間、こんなふうな時間が行なわれているようでありますが、格差がだいぶあるように私は思ふのであります。どのようににこういう点を考慮されていかれますのか。

それから、受験者の便宜に偏してあまりに短時間で講習会をするということになると、あまり合格率が得られない、こういうような向きもあるわけですが、まあ、それはいままで相当の経験を保持しておるわけですから、そういう講習期間を短くされるその意のあるところは私もよく理解はできますけれども、そういう点の差があまりあると変ではないかと、あるいはまたそういうふうな合格率が低い率になっていくのではないかと、いろいろな点も一応考えられるわけであります。配慮されていることはよくわかるのでありますから、こういう点については一べんお考えも聞いておきたい。ここにもいろいろ表を持っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 特に講習会の場合には、まあO.T.、P.T.等との時間のバランスの問題があると思ひますけれども、御承知のとおり、それぞれの幅がかなり違つております。特にO.R.T.、視能訓練士の場合には、非常に特殊な狭い領域というふうに限定されるものでございます。したがいて、この制度をつくりますにあたって、四十年以来、専門家の方々に集まつていただいて非常に御検討をいただいたわけでございます。

で、その中でそういう講習会というものの御検討いただいた結果、大体おおむね百二十時間程度の講習というものをそれぞれ組み立てればいいのではないかと、一致した意見としてあがつてまいりましたので、とりあえずは、私も、やはりそういう専門家の御意見に従つて組み立てたいと、こういうふうな考えでおるわけでございます。もちろん、その内容等につきましましては、さらに学会等の御協力をいただいて、適切なものにしていく必要があるかと思ひます。ただ、まあこの問題は非常に長期にわたる時間をやれば十分であるというふうにも見られますけれども、同時に、現に働いている方々がその時間をさいて受ける、こういう便宜も考えてあげまさんと、受講自体に非常に障害がくるという問題もございまして、一応専門家の意見に従つて、ほぼこの程度のもので、その受講の便宜というところにつきましては、これはいろいろなくふうのしかたがあるわけでございます。その点は十分にひとつ受講の便宜がはかられますようなこまかい配慮はしてまいりたいと思つておるわけでございます。

○大橋和孝君 それから、この養成課程に夜間のコースやあるいはまた通信教育のコースなんかを考へておられるのか。特に広く人材を集めるためには、やっぱりこういう措置も必要ではないか。いまおっしゃつておられるように、働いている人もおるわけですから、そういうこともあるいは必要ではないかというふうな思ふんですが、その点はいかがでしょうか。特にまた、先ほどの講習時間やあるいは専門家の御意向を聞かれておやりになつておるのでございましょうけれども、何かもし時間を短くされるならば、その中の、何といひますか、教育あるいはまた実習、こういうようなものを相当短時間にうまく結合さしていきまさんと、先ほどのような感じがするわけであります。同時にまた、逆に、この夜間とか通信コースを考へて、そういうテキストをいろいろの人が働きながら勉強してもらえらるという機会を与える

ことも、人材を集める一つの方法ではないかと思ひます。ひとつとお考えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 衛生検査技師でございますと、診療エックス線技師等の養成の場合には、ただいま御指摘のように、夜間の養成課程というものが認められておるわけでございます。したがつて、今後この視能訓練士の養成につきましても、必要な基準というものが確保できているようなものがあれば、私も、やはり夜間の養成課程を認めて差しつかえない、こういうふうな考えを考へております。ただし、この通信教育の問題でございますけれども、これもいろいろとまだ検討を要する点があると存じますが、従来、やはりこういう技術的な教育というものは通例通信教育は向かないのだということが専門家の間でも通説になつておりました。そういうふうな方針をいままでもとつてまいつておりましたが、ただいま御指摘のように、ある部分については、そういうことを活用することがかえつて効果的であるというふうな考えられる面があると思ひます。それからまた、その他の視能教育等の有効な使い方というものも、技術教育だから、通信教育なり、そういったものは向かないのだということだけで律するということとは、私は、新しい時代には即さないような気がいたしますので、そういうようなことを含みながら、今後の問題として、また通信教育をも全般的な問題の一つとして考えさしていただきたいと思つております。

○大橋和孝君 それから医師及び看護婦あるいはそのほかのパラメディカルなどの全部を含めてであります。一度資格をとると、教育的訓練はなかなか受けられないというのが現状であります。たとえば正看護婦になればそれでもう終わりと医者は国家試験を通じて医者になれば、いろいろ研究はしておりますけれども、比較的那のままでいく人もたくさんあるというふうなことを考へてみますと、教育訓練を受ける機会がないのですか

ら、もつと何か日常の業務そのものが研究であつたりあるいはまた実習の場であつたり、あるいはまたより高度な医学、進歩するところの医療内容に対応することのできるような再教育の場あるいは研究機関、こういうものが私は必要であるうと考えるのでございます。これはパラメディカル全般にわたって、あるいはまた今度のこのO.R.T.についてでも、こういういろいろな職種を考える場合に、一度ここでこれを考え直してもう必要があるのではないかと。ことにポストグラデュエイトの教育というものを何かある程度体系づけてもらいたい。こういうことがまた看護婦さんもあるいは医者でもみな向上する、他のパラメディカルな人でもそういうことが言えるわけでありまして、何かそういうことの研究機関なり、再教育機関、こういうものを考えてもらわなければいかぬと思うのですが、こういう点について、厚生省並びに文部省の側の見解をお伺いしたい。

特に大臣のほうに、こういうふうな問題は、私は、非常にこれから大事じゃないかと思うので、たとえば医者が足りない、看護婦が足りないという場合に、やはりそういうふうな制度をもつていけばあるいは将来は大学教育を受ける、正規なそういう大学教育を受けて初めて、それくらいの高さのものであることが看護婦さんでもすべて望ましい、こう思うけれども、しかしあとからずっとポストグラデュエイトに研究したり、教育を受けたりする場があるとするならば、環境的に大学までいけない方でも、あとの訓練を受けることによつて相当高度な資格を持つパラメディカルな人はつくり得ると思うわけですね。そういうことを考えていくと、ここでひとつ再教育の研究機関あるいはまた教育機関というものをもう一ぺん考慮してみることがあるのじゃないかと思うのですが、そういう観点をもつと文部省側からも、また大臣からもひとつ。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、まことにこもつともなお説だと思ひます。技術者なり、一般の企業の職員等につきましても、今日はそういう

時代になつてまいりまして、再教育、再訓練というふうなことをやっておる場合が非常に多くなつてまいりました。特に医学、医療あるいはパラメディカルな人々等につきましても、日進月歩の世の中であらうと思ひますので、できれば先生のお説に沿うようなことが望ましいと思ひます。ただ、これにはそれぞれ学会とか団体とかいろいろもございまして、私もがそうきめたからといって、そうなし得るものでもないような要素もございまして、やむ場合には実効ある措置をとるようになつてまいりたいと思ひますが、たいへんけっこうなお説であると思ひます。

○説明員(甲斐安夫君) 医学、医療の進展に対応いたしまして、看護婦その他医療技術者の再教育を行なう必要があるのではないかと、このお説、まことにこもつともございまして、私のほうは、実は二、三年来、主として国公私立の大学の付属病院の関係者でございまして、これにつきまして、再教育のための研修会を、看護婦は看護婦、その他のパラメディカル職員はそれぞれ専門、専門に應じての研修会を継続してやつてきておりまして、この点につきましては、さらにこの趣旨を体しまして、継続充実してまいりたい、そして職員の資質の向上をはかつてまいりたい、そういうふうな思ひしております。

○大橋和孝君 医師会でもやつたり、いろいろそれはやられておりますけれども、私がいま申しますところのあとの研究機関あるいは教育機関というものは、一定の何と申しますか、カリキュラムを持つて、そしていまこれだけの対応した研究なり教育なりを受けた、そしてまたいろいろ実習もやつた、こういうふうな——それはまたいろいろこれからだんだんと課程があると思ひますけれども、そういうものをしたら、これはこれだけの認められる地位を与えるとか、こういうことにしていきたいと思います。たとえば看護婦である者がこれだけの教育を受ければ今度は高卒になつていくのだ、こういうふうなことがいまでもとられており

ますけれども、これをもう少し普遍してやつていけば、永久に看護婦と看護婦とが非常に差がついたままで、移行できないというのじゃないに、やはりもつともつとこれを普遍して、教育カリキュラムをつくつていく、私はそれが必要じゃないかと思ひます。また医者につきましても、卒業しただけでなくて、どういうふうなカリキュラムでどれだけの研究をやつて、どういう実績をあげた者はどういうものになれるとか、そういう形で、屋上屋をつくるといふ意味では悪い面もあるかもしれないけれども、やはりそういう段階を踏んでお互いにやつていくというふうな道を開く。ことにパラメディカルでは非常に要求されておる。たとえば看護婦さんなんかでも非常に要求されておるのに、正看じゃなくちやいかぬ、准看じゃいかぬ、そして定員もふやさなければならぬということでは非常に問題があると思ひますので、カリキュラムがきちつと組まれてやつていくならば、それでより以上の資格もあるし、腕もできるし、高度の医療にも対応できる、こういうふうになるだろうと思ひますから、そういう点はひとつもつと、ただ研修をするという意味だけじゃなしに、もつと質的に明確なカリキュラムを組んで、いわゆる一つの学校としてやつていくくらいの内容を持ったものにしていかないと、ただ、いま普通医者でもやつております研修程度では——それはそれで大きな成果を得られているとは思ひますけれども、なお一そうそういうものがあれば、ことにパラメディカルは、医者も少ないのですが、そういうときにはそういうことが必要じゃないかというふうな感ずるわけです。特にそういう点を配慮していただきたい。

もう一つ、医療社会事業士というふうなものが考えられておるわけですが、これはパラメディカルの分野でも非常に大きな役割をしておるのじゃないか。寝たきり病人とか、いろいろな不幸な人に対してそうした社会事業的に動く職種というものが大事だと、こういうふうな思ひのでありますが、この点はもういふに考えておら

れますか。将来やる中に入りますか、考えていないですか。

○政府委員(松尾正雄君) 確かに御指摘のように、パラメディカルケースワーカーといったような方々の役割は、非常に重要な医療上の使命を持つております。この関係はいろいろな多岐の知識を持つた方々が、それぞれのコースから入つてきて、そういうことに従事していただいておりますので、いま直ちに、ある資格というもので狭くくることがいいのかどうかという問題が根っこに一つあるのじゃないかと考えます。ただ、医療制度調査会等におきましても、いまの視能訓練士や、そういう者ととは対等とはとれませんけれども、次のパラグラフ等においてもそういうことを考慮すべきだといふことは言われております。必要性は十分私どもも考えておりますけれども、はたして一つの身分等にまとめるのは妥当かどうか、これはもう少し検討させていただきたい。主として需給上の問題としてそういうことを考えておるわけでございます。

○大橋和孝君 私は、このパラメディカルの分野というのは、資格制度をつくつて、そういう職種をつくつておいたほうが、ある一定の基準が保たれる意味で、いまのような野放しの状態よりやはりそうした資格を持った人をこしらへるほうがよりベターのように感じますので、この点ひとつ十分考慮していただきたいと思ひます。

それから、いまの矯正可能率が斜視で三分の一、弱視で三分の二として、それぞれ三十七万とか三万というふうなことで示されているようですが、この視能の訓練の対象になり得ないような斜視だとか弱視の人々に対する社会適応訓練はどんなふうなことをおられるか、これをひとつ伺つておきたいと思ひます。

それからもう一つは、斜視の手術は育成医療に取り入れられていいと思ひますが、これはどんなふうになりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 確かに、対象の中で完全にめくらでありますとか、あるいは機能的に絶

対回復できないようなものを持っており、いわばこれは私どもの分類といたしましては、社会福祉的なあるいは特殊教育的なそういう分野に属するべきものだと考えておるわけでございまして、主として子供の場合でございまして、特殊学校という形の中での方々の日常生活、訓練等が行なわれておるわけでございします。

もう一つ、何かちょっと……。

○大橋和孝君 斜視の問題。

○政府委員(松尾正雄君) この訓練自体がきわめて効果があがってまいりまして、りっぱな例を持っておりまして、私は、少なくともこの斜視等の手術等は、いわゆる育成医療の対象になるものと考えております。これは十分ひとつ将来におきまして検討していきたいと思っております。

○大橋和孝君 それから、医師の指示を受けないで視能訓練士が業務を行なうてはいけないことになっておるようでございしますね、この点もひとつ明確にしておいていただきたい。

それから、視能訓練士が共同で独立の訓練所を設けることができるかどうか。それにはもちろん嘱託医を頼んでその指示を受ける、こういうような場合だったら、それはできるかどうか、ちょっと伺っておきたい。

それから、第十七条によるところの視能訓練士の資格を得れば、診療の補助業務を行なうてよいということになっておるようでありまして、経過措置が認められている人々、すなわち法施行の際に業務を行なうておった人々は、この十七条との関連で、やはり業務範囲は同じように考えていいんですかどうか。こういう点もひとつ聞かしていただきたい。

それから、診療の補助にかかわらない業務とは一体どんなことを意味するのか。これもちょっと聞いておきたい。

○政府委員(松尾正雄君) 一般的に視能訓練士が行なう仕事は、提案理由にございますように、医師の指示によっていろいろ行なうわけでございします。その意味では総括的な指示といものがか

かっておるといので、あくまで医師の補助者として働く。ところが特別の場合には、医師の具体的な指示がなければならぬ危険な場合がございします。たとえば、目のいろいろ検査のために瞳孔をあけよう、そのために検眼をしなければならぬ。万一この場合がってにやりますと、先生御承知のとおり、たとえば緑内障等をそのために誘発する、増発するといような問題がございします。したがって、この視能訓練士の方々がいろいろな測定等に従事いたしまして、一般的な指示だけでは足りない、非常に厳密に医師が診断をした上でどうでなければいかぬということを指示しなければならぬ、こういうものが幾つかあるわけでございします。したがって、そういうものについては省令できめて縛りをきちんとかけておくといことが妥当だといことで、そういう規定を設けましたわけでございします。

それから第二点の、共同して独立の営業ができるかということですが、これは私どもは、病院、診療所内でそれが行なわれるということとを期待しておりますので、したがって、それが外に独立して営業を行なうといことはできないと考えております。

○大橋和孝君 そういうことをやらせない……。

○政府委員(松尾正雄君) やらせないということでございます。

それから、診療の補助業務といふものの関連で、従来やっている方々はどうかというところでございしますが、これは具体的には看護婦の資格を持つておるわけではございせんから、厳密に言えば、その方々のやっていることは、いわゆる看護婦等と同じ補助業務だといふ方には言えないものでございまして、したがって、これはやはり医師のいわゆる手助的な補助者という形でやるといふふうに理解するわけでございします。そのほか補助業務にならないものは何かあるかということでございますが、たとえば視能訓練の場合のように、いわゆる単純な医療行為といえないような、たとえばピンポンで遊ばしてやらなきやなら

ないという問題、訓練のためにビーズ玉を通してみるといったようなことを——これは非常に必要だとされておりますが、厳密な意味で医療行為かといえ、そうではない部分があるといふことがあるわけでございします。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(案)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第一条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子爆弾被爆者援護法

第一条中「対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図る」を「関し、国家補償の精神に基づき、必要な援護を行なう」に改める。

第二条を次のように改める。

(援護手当の支給)

第二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、援護手当を支給する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)以下「原子爆弾被爆者医療法」という。第八条第一項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの

二 原子爆弾被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する特別被爆者(以下単に「特別被爆者」という)であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く)にかかつておるもの(前号に掲げる者を除く)

2 前項各号に掲げる者は、援護手当を受けようとするときは、当該各号に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 援護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、第一項第一号に掲げる者にあつては三万円、同項第二号に掲げる者にあつては二万円とする。

4 援護手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、当該認定に係る第一項第一号又は第二号に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

第三条を削る。

第四条第一項中「第二条第二項」を「前条第二項」に、「同条第一項」を「同条第一項各号」に改め、「前条第二項に規定する所得税の額」を削り、同条第二項中「特別手当」を「援護手当」に改め、同条を第三条とする。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「同法第七条第一項」の下に「又は第二項」を、「期間について」の下に「月額一万円を限度として」を加え、同条を第四条とする。

第八条を削る。

第九条第一項本文中「期間について」の下に

「月額三万円を限度として」を加え、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の十二条を加える。

(障害年金の支給)

第六条 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかった被爆者が昭和四十六年七月一日(その日において当該負傷又は疾病がなおつていない者については、当該負傷又は疾病がなおつた日)において当該負傷又は疾病により政令で定める程度の廃疾の状態にある場合においては、その者に、その廃疾の程度に応じ、月額二十四万円をこえない範囲内において、政令の定めるところにより、障害年金を支給する。ただし、同日において日本の国籍を有しない者には、支給しない。

(障害年金を受ける権利の裁定)

第七条 障害年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

(障害年金の額の改定)

第八条 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の廃疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経て、その程度に応じて、当該障害年金の額を改定する。

2 廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行なう。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第八条の二 障害年金を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本の国籍を失ったとき。
- 三 厚生大臣によつて第六条の政令で定める程度の廃疾の状態がなくなつたと認定されるとき。

2 厚生大臣は、前項第三号の認定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決

を経なければならぬ。

(障害年金の支給停止)

第八条の三 障害年金は、受給権者が監獄、労務場、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁され、又は収容されているときは、当該拘禁され、又は収容されている期間、その支給を停止する。

(障害年金と増加恩給等との調整)

第八条の四 障害年金を受ける権利を有する者が、同一の廃疾に關し、他の法令により増加恩給その他障害年金に相当する給付(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に規定する障害福祉年金を除く。)を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、障害年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

(障害年金を受ける権利の受継)

第八条の五 障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金でその者の死亡前に支給していなかつたものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の前継人が数人あるときは、その一人のした障害年金の支給の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第八条の六 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、その廃疾の状態その他必要な事項に關し、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問をさせることができる。

2 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている

者について廃疾の状態を調査するため必要があるとき、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異議申立期間)

第八条の七 障害年金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者援護審議会の意見の聴取)

第八条の八 厚生大臣は、前条第一項の異議申立てに対する決定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見をきかなければならない。

(時効の中断)

第八条の九 第八条の七第一項の異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)

第八条の十 障害年金に關する処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第九条の二 中「政令の定めるところにより、葬祭料」を「葬祭料として、五万円」に改め、同条を第九条とする。

第十条第一項中「特別手当、健康管理手当」を「援護手当」に改め、同条第二項中「(介護手当に係るものを除く。)」を削り、同条第三項を削る。

第十一条第一項中「特別手当、健康管理手当」を「援護手当」に、「特別手当等」を「援

護手当等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、偽りその他不正の手段により障害年金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第十二条中「特別手当等」を「援護手当等又は障害年金」に改める。

第十三条中「特別手当等」を「援護手当等又は障害年金」に改める。

第十四条中「第二項第一項又は第五項第一項に規定する者」を「第二項第一項各号に掲げる者又は第六項に規定する者」に改める。

第十四条の次に次の三項を加える。

(原子爆弾被爆者保護施設)

第十四条の二 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、老齢者又は小頭症である特別被爆者その他保護(治療を含む。以下この項において同じ。)を必要とする特別被爆者を収容し、その保護を行なう施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第十四条の三 都道府県は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等)についての無賃取扱い

第十四条の四 第二項第一項の規定により援護手当の支給を受けている特別被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有

鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することが出来る。

2 前項の規定により乗車又は乗船することが出来る回数、区間その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他の必要な事項は、運輸大臣が定める。

第十六条中「特別手当等」を「援護手当等」に改める。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第二条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第一条中「かんがみ」の下に「、国家補償の精神に基づき」を加え、「健康診断」を「健康管理」に改め、「により、その健康の保持及び向上をはかること」を削る。

第二条に次の一号を加える。

五 前四号に掲げる者のほか、当該各号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した後生まれた当該各号に掲げる者の子又は孫

第七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の場合のほか、第二条第五号に掲げる者で、原子爆弾の放射能の影響によつて生じた疑いがあるものとして厚生省令で定める疾病にかかり、現に医療を要するものに對し、必要な医療の給付を行なう。ただし、原子爆弾の放射能の影響によつて生じたものでないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八条第一項中「前条第一項」の下に「又は第八

二項」を加え、「起因する旨」の下に「(同条第二項の規定による給付を受けようとする者にあつては、同項の厚生省令で定める疾病にかかつてい

る旨)」を加え、同条第二項本文中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改め、同項ただし書を削る。

第九条第五項及び第十一條第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十四条第一項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項又は第二項」に改める。

第十四条の二第一項本文中「以下「特別被爆者」を「第二条第五号に掲げる者で、原子爆弾の放射能の影響によつて生じた疑いがあるものとして第七条第二項の厚生省令で定める疾病にかかつてい

るものを含むものとし、以下「特別被爆者」に、「第七条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「第七條第二項各号」を「第七條第三項各号」に改め、同項ただし書中「(昭和三十四年法律第九十八号)」の下に「(以下この項及び第五項において「社会保険各法」と総称する。)」を加え、「国民健康保険法」を「社会保険各法」に、「当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金」を「法令の規定による当該医療の給付に関する一部負担金」に改め、同条第五項中「国民健康保険の被保険者」を「社会保険各法の被保険者等」に、「国民健康保険法による療養取扱機関」を「社会保険各法による医療に関する給付を担当する機関」に、「同法第四十二条第一項」を「当該社会保険各法」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会

第十五条第一項中「被爆者の医療等」を「この法律及び原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法律第五十三号)の施行に、原子爆弾被爆者医療審議会を、原子爆弾被爆者援護審議会」に改め、同条第二項中「被爆者の医療等に関する事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第二十四条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「旧法」という。第二條第二項又は第五條第二項の規定により受けた認定は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者援護法第二條第二項の規定により受けた認定とみなす。

3 旧法第二條第二項又は第五條第二項の規定により認定を受けた者に係る昭和四十六年三月以前分の特別手当又は健康管理手当については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

4 昭和四十六年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の支給については、なお従前の例による。

5 昭和四十六年三月三十一日以前に受けた介護に係る介護手当の支給及び介護手当の支給に係る事務の処理に要する費用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に改正前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十四条の二に規定する特別被爆者が受けた医療に係る同条の規定による一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の三を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法律第五十三号)の定めるところによ

り障害年金を受ける権利を裁定すること。

第九條第三号の二中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二十九條第一項の表中原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分を「原子爆弾被爆者援護審議会(厚生大臣の諮問に應じて、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者援護法の施行に関する重要事項を調査審議すること。)」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「法律第七十三号」の下に「及び原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法律第五十三号)」を加える。

(国民年金法の一部改正)

10 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法律第五十三号)に基づく年金たる給付

第七條第二項第四号中「支給事由とする給付」の下に「及び同条同項第七号に掲げる給付」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

11 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和四十三年法律第五十三号)に基づく年金たる給付

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度七百五

第九一三号 昭和四十六年二月十七日受理
労働者災害補償保険法によるせき随損傷者に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻字台の原中一三
東北労災病院内全国脊損療友会東
北労災支部内 山崎久夫外八十八
名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七七〇号 昭和四十六年二月十二日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九四二 伊
東宏一
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七七一号 昭和四十六年二月十二日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都世田谷区若林一ノ八ノ一四
紫芝輝之
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第八四四号 昭和四十六年二月十六日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 北海道釧路市新川町二中尾眼科医
院内 中尾常吉
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第八六二号 昭和四十六年二月十六日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 長野市西鶴賀町一、五一八 滝沢
勇造
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九三四号 昭和四十六年二月十七日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田鍛冶町一ノ五
横山敏
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九四三三号 昭和四十六年二月十七日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田鍛冶町二ノ一
吉本光久
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七七四号 昭和四十六年二月十二日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願
(五通)

請願者 山形市印役町五ノ六ノ五五 鈴木
美恵子外四名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第八二六号 昭和四十六年二月十五日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願
(二通)

請願者 宮城県仙台市本町三ノ八ノ一日本
栄養士会宮城県支部内 渡辺知子
外二千三百六十四名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第八五七号 昭和四十六年二月十六日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 福岡市大字板付大西田五一ノ一精
華女子短期大学内社団法人日本栄
養士会福岡県支部内 中村敬吾
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第八五八号 昭和四十六年二月十六日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市堀田町六〇社団法人
日本栄養士会栃木県支部内 高
久全輔
紹介議員 船田 讓君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第八五九号 昭和四十六年二月十六日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願
(二通)

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県
健康を守る婦人の会内 波多野が
く外二名
紹介議員 高田 浩連君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第八六四号 昭和四十六年二月十六日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 名古屋市中村区則武本通二ノ三三
社団法人日本栄養士会愛知県支部
内 岡崎整一郎
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第九一六号 昭和四十六年二月十七日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡内原町鯉淵五、九
六五社団法人日本栄養士会茨城県
支部内 白田喜代志
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第九八五号 昭和四十六年二月十八日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡阿見町阿見町教育委
員会内茨城県学校給食栄養士会内
中台勝保

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一〇一六号 昭和四十六年二月十八日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 山梨市正徳寺六七八 根津仙之助
外一名
紹介議員 廣瀬 久忠君
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第七八七号 昭和四十六年二月十三日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡吉野町立野二七九
山口幸助
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八〇四号 昭和四十六年二月十五日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 奈良県五条市須恵一ノ四ノ一社
団法人奈良県はりきゅうあん摩
マッサージ指圧師会連合会会長
山口貞一
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八四三三号 昭和四十六年二月十六日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 三重県津市上浜町一丁目社団法人
三重県鍼灸マッサージ師会会長
松田由雄
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九一四号 昭和四十六年二月十七日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡大淀町下洲二三四西
吉野鍼灸マッサージ師会内 今中

喜美男

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八〇〇号 昭和四十六年二月十五日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 青森県上北郡百石町下明堂一ノ二
三浦琢二外三十七名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第九一五号 昭和四十六年二月十七日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 大分市舞鶴町一ノ一ノ一六社団法
人大分県清掃連合会会長 白藤幸
夫

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第九三二号 昭和四十六年二月十七日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 山口市東山二ノ二八全日本清
掃協会山口県協同組合会長 柴田
正一

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第八四一号 昭和四十六年二月十六日受理

労働災害以外によるせき腫損傷者に関する請願

請願者 山梨市落合八六〇全国せき腫損傷
患者療友会山梨療養所支部内
志村金之助外九十七名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第八四二号 昭和四十六年二月十六日受理

看護制度の改善等に関する請願

請願者 北海道小樽市穂穂三ノ二一〇
小黒有子外千五百二十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第八四五号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 福岡県大牟田市新勝立町一ノ二八
藤崎一夫外二百名

紹介議員 阿具根 登君

一、今日の高度経済成長政策から生じたひずみを
是正し、次代をなう「児童の健全な育成」を
図ると同時に、福祉国家の建設を一日も早く達
成するための一段階として、児童手当制度を早
急に確立すること。

二、医療保険制度の改善については、
イ、医療の社会化、公費医療の拡大充実
ロ、医療供給体制の整備、医療従事者の確保
ハ、給付水準条件の向上、範囲の拡大
ニ、医療保険組織、医薬品、診療報酬体系の整
備

ホ、国庫負担の増額
等を骨格とする具体案に基づいて早急に施策を
樹立し、問題の審議にあつては、被保険者、
事業主、医師、公益の各界代表によつて構成さ
れる特別な機関によつて行なうこと。

理 由

一、児童手当制度は、社会保障制度の重要な柱と
して、すでに世界の六十二箇国で実施され、社
会保障としてはなくてはならないものとなつて
いる。わが国においては、社会保障の中でただ
一つ欠けているものとして、数年前からの懸案
とされ、たびたび国会でも決議されたが、政府
の答弁もかけ声だけに終わり、このままで行く
と明年度実施もあやぶまれ、総理大臣の提唱す

る福祉国家の建設も内容のないスローガンに終
わることになる。

二、自民党が発表した「国民医療対策大綱」は、本
来、抜本改正は医療制度や診療報酬制度の改善
が急務とされているにもかかわらず、意識的に
保険制度だけを改悪しようとするもので、根本
的に主客転倒であることは否定できない。とく
にこの大綱では、制度の公社化、償還制の導入、
被用者保険から家族の切りはなし、労災保険と
の統合等、自民党の態度は、医療の危機打開の
責任をすべて被保険者におしつけようとするも
ので、わが国の医療保障制度を正しく発展させ
ようとする基本的姿勢に欠けるものである。

第八四六号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 東京都町田市高ヶ坂住宅C一五三
比留間満外八千九百九十四名

紹介議員 木村 禮八郎君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八四七号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 山形県鶴岡市錦町八ノ二九 岩喜
一外二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八四八号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 福岡県大牟田市小浜町七二ノ一
佐藤保正外千七百七十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八四九号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 石川県河北郡津幡町津幡一〇
〇ノ三 本田敏博外二百七十七名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八五〇号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 栃木県小山市宮本町二ノ一ノ二五
西原靖彦外二百二十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八五一号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 茨城県水海道市豊岡町乙一、二〇
八 石塚広外千九百二十八名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八五二号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 宮崎市村角町長島一、三五二ノ一
〇 西橋力外千五百九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八五三号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡笠松町円城寺 乾満
外五十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八五四号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に關する請願

請願者 滋賀県草津市草津三ノ一二ノ一六

中川勲外二百十六名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八五五号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に關する請願

請願者 千葉県長生郡本納町新南地二、九

六四 加藤信子外四百二十一名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八五六号 昭和四十六年二月十六日受理

児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善
に關する請願

請願者 群馬県桐生市広沢町間ノ島八六

辻良子外五十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八六三号 昭和四十六年二月十六日受理

満蒙開拓者のうち戦後外地死没犠牲者に対する国
家処遇早期実現に關する請願

請願者 長野県下伊那郡泰阜村三、二二四

清水清七外三十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八九一号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内二ノ一八内

外ビル六階六一〇号室大洋漁業

勸組合内 三輪廣外千三百三名
紹介議員 占部 秀男君

医療保険制度の改悪に反対し、左記事項の実現を
要求する。

一、医療の社会化、公費医療の拡大充実。

二、医療供給体制の整備、医療従事者の確保。

三、給付水準の向上、範囲の拡大。

四、医療保険組織、医療薬品、診療報酬体系の整
備。

五、国庫負担の増額。

これらを中心とする具体案を早急に樹立し、しか
も問題の審議にあたつては、被保険者、事業主、
医師、公益の各界代表によつて構成される特別な
機関で行なうこと。

理由

政府の改悪案によれば、

一、独立採算制の公社移行で国民の負担が大幅に
増加する。

二、保険料を大臣が一方的に大幅に引き上げるこ
とができる。

三、追加徴収、自由診療保険適用除外などで現金
支出が増加する。

四、診療基準や診療規格が強められ、受診制限が
強まり、健康保険では十分な治療はうけられな
い。

五、使用者責任の健康管理、診断が公社管理とな
り、労災認定がきびしくなる。など、国民の負
担がいつそう増大し、医療保障は大きく後退す
る。

理由

政府の改悪案によれば、

一、独立採算制の公社移行で国民の負担が大幅に
増加する。

二、保険料を大臣が一方的に大幅に引き上げるこ
とができる。

三、追加徴収、自由診療保険適用除外などで現金
支出が増加する。

四、診療基準や診療規格が強められ、受診制限が
強まり、健康保険では十分な治療はうけられな
い。

五、使用者責任の健康管理、診断が公社管理とな
り、労災認定がきびしくなる。など、国民の負
担がいつそう増大し、医療保障は大きく後退す
る。

理由

政府の改悪案によれば、

一、独立採算制の公社移行で国民の負担が大幅に
増加する。

二、保険料を大臣が一方的に大幅に引き上げるこ
とができる。

三、追加徴収、自由診療保険適用除外などで現金
支出が増加する。

四、診療基準や診療規格が強められ、受診制限が
強まり、健康保険では十分な治療はうけられな
い。

五、使用者責任の健康管理、診断が公社管理とな
り、労災認定がきびしくなる。など、国民の負
担がいつそう増大し、医療保障は大きく後退す
る。

理由

政府の改悪案によれば、

一、独立採算制の公社移行で国民の負担が大幅に
増加する。

二、保険料を大臣が一方的に大幅に引き上げるこ
とができる。

三、追加徴収、自由診療保険適用除外などで現金
支出が増加する。

四、診療基準や診療規格が強められ、受診制限が
強まり、健康保険では十分な治療はうけられな
い。

五、使用者責任の健康管理、診断が公社管理とな
り、労災認定がきびしくなる。など、国民の負
担がいつそう増大し、医療保障は大きく後退す
る。

第八九三号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 北海道函館市松陰町二六ノ九和

田章外千名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第八九四号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 神戸市兵庫区菊水町一〇ノ四三ノ

一 加藤孝子外四百八十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第八九五号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 大阪府北区万才町九 佐川三郎外

四百九十六名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第八九六号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 東京都八王子市北野町一、一三四

ノ一日本水産労働組合八王子支部

内 田川孝治外千二百三十一名

紹介議員 木村禮八郎君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第八九七号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 青森市本町四ノ一ノ二日本水産勞

働組合青森支部内 野口三雄外千

百名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第八九八号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願

請願者 大阪府東住吉区矢田矢田部町西通

三ノ一五近畿コカ・コーラ東住吉

寮内 門田修世外四百九十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第八九九号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 兵庫県姫路市形的形一、四二

〇 山本貞江外四百九十八名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇〇号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 秋田市新屋町下川原五二九 遠藤

タニ外五百二十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇一号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 青森県南津軽郡平賀町大字苗生松

建山刃外千三百五十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇二号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 兵庫県西宮市田代町八ノ六 来海

正外四百八十七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇三号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に關する請願
請願者 大阪府住吉区中加賀屋町三ノ三三

長田恵三外五十四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇四号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 名古屋市中区和区花見通一ノ三七

加藤武信外千五百五十六名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇五号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 京都市東山区本町二ノ四九九

塚原正治外四百九十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇六号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県野田市上花輪一、二五七

富永昭一外五百十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇七号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町三ノ

一五 今倉三男外四百九十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇八号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 神戸市長田区駒林町二ノ二二六

瀬戸真智子外四百九十七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九〇九号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 長崎市常盤町乙九日本水産労働組

合長崎支部内 花田淳司外千九十九

八名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九一〇号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町苗生松

葛 西定幸外九百八十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九一一号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町西通

三ノ一五近畿コカ・コーラ東住吉

寮内 山田幸夫外四百九十六名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九一二号 昭和四十六年二月十七日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 北海道枝幸郡浜頓別町北三ノ二

石神和雄外五百十七名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九一〇号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 青森県八戸市沢里字二ツ屋三ノ一

〇 小林松太郎外千七百二十九名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九一号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 青森県八戸市頼家古玄中寺四

小 沢幸治郎外千四百八十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九二号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 青森県八戸市岩泉一 達中一男外

千八百十三名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九三号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都北区滝野川五ノ一四ノ七

田沢真利子外千二百三十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九四号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 青森県八戸市岩泉町一 達中武男

外千九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九五号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 青森県八戸市大字糠塚字大杉平一

二 岩館芳美外千四百五十五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九六号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 青森県八戸市大字糠塚字大杉平五

ノ一 柵本利蔵外千三百三十二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九七号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 札幌市北八条西二四丁目 五十嵐

和子外千三百名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九八号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県君津郡富津町西川一、〇〇

九 高橋すみ子外千八百九十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九九九号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 札幌市苗穂町三六雪印労働中部地

区本部内 片岡乾外千七十一名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡太地町 藪内義

行外千六十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇一号 昭和四十六年二月十八日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡太地町 由

谷長雄外千四十三名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇二号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 青森県上北郡野辺地町下坂一ノ三
江刺家幸太郎外千二十九名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇三号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 青森県上北郡野辺地町寺の沢七八
ノ三一 安村好美外千三十七名
紹介議員 川村 清二君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇四号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 青森県三戸郡南郷村市野沢字屋敷
添二ノ二 野月善勝外千五百八名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇五号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 青森県三戸郡南郷村大字中野字下
洗 石屋一男外千三百四十二名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇六号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 大阪市此花区高見町三ノ六一 木
村弘之外千六百十三名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇七号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 青森県三戸郡名川町大字森越
有 谷貞雄外千六百二十九名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇八号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 名古屋市中起町二二 千賀
敏秀外千二百七十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇〇九号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 長崎県佐世保市折橋町二八ノ一〇
藤永善市外千四百二十二名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇一〇号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 青森県南津軽郡平賀町大字苗生松
葛西守外千三百二十八名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇一一号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 青森県八戸市糖塚字蟹沢九ノ八
日下部潔外千二百九十一名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇一二号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 山口県新南陽市大字富田四、四七

三ノ四キリンビル労働組合富田
製ビン工場支部内 松本将七郎外
千三十七名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇一三号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 北海道函館市堀川町二一ノ一四
佐藤修子外千十五名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇一四号 昭和四十六年二月十八日受理
医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 大阪市南区高津町 赤松隆外四百
八十八名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇一五号 昭和四十六年二月十八日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市山本池の下二一ノ一
折目康男
紹介議員 中沢伊登子君
療術行為（あん摩マッサージ指圧師、きゅう師及び
柔道整復師の行なう以外の医療類似行為）につ
いて、一定の規定を設け、新規開業を認められた
い。

理由
一、療術業務（手技、電気、光線、温熱、刺激療
法の五種目）は、あん摩、はり、きゅう及び柔
道整復とは異なる民間療法として、昭和五年以
来各地方庁令によつて、区別されて認許登録さ
れ、また戦後は昭和二十二年厚生省令として
「医療類似行為をなすことを業とする者の取締
りに関する件」として規制されてきた歴史的な

事実がある。
二、療術業務は無害有効な民間療法として、多年
国民の健康増進と公共の福祉に貢献してきた
が、昭和二十二年末に、理由もなく占領対策の
名のものに一方的に禁止された。しかし近年こ
うした物理療法の需要はめざましく、すでに国
民生活の中に深く根をおろして効果をあげてい
る。

三、憲法第二十一条は、公共の福祉に反しない職
業選択の自由を保障し、また昭和三十五年の、療
術行為にかかる最高裁判所の判決では、有害の
おそれのない療術行為の禁止、処罰を違法とし
ている。一面これらを根拠として、近時無届業
者が増加していることは、健全な医療行政の見
地からも放置できない。

四、療術業の既得権業者は、昭和三十九年六月の
法律改正によつて一生営業ができることになつ
たので、新規開業についても、厚生省の当該中
央審議会が五年有余にわたつて審議が続けられ
ているが、なかなか答申に至らない現状であ
る。

五、療術行為に対する社会的需要の増大に伴い、
その業務がいつそう適正に行なわれるために、
療術業務をすみやかに制度化することが必要で
ある。かつて、開業の規則、制度もあつた業務
でもあるので、これらを基本として、すみやか
にその制度の復活が望ましい。

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、視能訓練士法案

視能訓練士法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 免許（第三条・第九条）
第三章 試験（第十条・第十六条）

第四章 業務(第十七条—第二十条)

第五節 罰則(第二十一条—第二十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視能訓練士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「視能訓練士」とは、厚生大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 視能訓練士にならうとする者は、視能訓練士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)

第四条 目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、視能訓練士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 素行が著しく不良である者
- 四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

(視能訓練士名簿)

第六条 厚生省に視能訓練士名簿を備え、免許に關する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、視能訓練士名簿に登録すること

によつて行なう。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、視能訓練士免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第八条 視能訓練士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 視能訓練士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて視能訓練士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、視能訓練士について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

4 第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 厚生大臣は、第一項又は第二項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、視能訓練士名簿の登録、訂正及び消滅並びに視能訓練士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十条 試験は、視能訓練士として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第十一条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

(視能訓練士試験委員)

第十二条 試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に視能訓練士試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 試験委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した視能訓練士養成所において、三年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づき大学若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した視能訓練士養成所において、一年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 外国の視能訓練に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同程度の知識及び技能を有すると認定したもの

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に關し必要な事項並びに第十四条第一号及び第二号の学校又は視能訓練士養成所の指定に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務

(業務)

第十七条 視能訓練士は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により視能訓練士の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

(特定行為の制限)

第十八条 視能訓練士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める矯正訓練又は検査を行なつてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 視能訓練士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。視能訓練士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第二十条 視能訓練士でない者は、視能訓練士という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

二 第十九条の規定に違反した者

2 前項第一号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による視能訓練士の名称の使用の停止命令に違反した者

二 第十八条又は第二十条の規定に違反した者

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

（受験資格の特例）

2 視能訓練士として必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて、厚生大臣が指定したもののにおいて、この法律の施行の際現に視能訓練士として必要な知識及び技能の修得をおえている者又はこの法律の施行の際現に視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後におえた者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 この法律の施行の際現に病院又は診療所において、医師の指示の下に、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を業として行なつてゐる者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和五十一年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、又は政令で定める者

二 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

三 病院又は診療所において、医師の指示の下に、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を五年以上業として行なつた者

4 学校教育法に基づき大学若しくは旧大学令に基づき大学又は厚生省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者については、前項

第三号中「五年以上」とあるのは、「三年以上」と読み替へるものとする。

5 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号及び附則第三項第一号の規定の適用については、学校教育法第三十六條第一項の規定により大学に入学することができ、又は政令で定める者とする。

（登録免許税法の一部改正）

6 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号イ(3)中「又は衛生検査技師」を「衛生検査技師又は視能訓練士」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

7 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第三十九号の三中「又は作業療法士」を「作業療法士又は視能訓練士」に改める。

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、母子保健法の一部を改正する法律案（柏原ヤス君外一名発議）

母子保健法の一部を改正する法律案
母子保健法の一部を改正する法律

母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二條」を「第二十一条」に、「第四章 雑則（第二十三條—第二十七條）」を「第四章 費用（第二十三條—第二十七條）」に改める。

第一条中「医療その他の措置を講じ」を「栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、医療その他の措置を講じ」に改める。

第九條中「第十三條」を「第十二條」に改める。

第十二條から第十四條までを次のように改める。

（健康診査）

第十二條 都道府県知事は、政令の定めるところにより、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対し、健康診査を行なわなければならない。この場合において、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対しては、毎年、期日又は期間を指定して行なうものとする。

（栄養の摂取に関する援助）

第十三條 市町村長は、妊産婦又は乳児若しくは幼児が栄養を適正に摂取することができるようになるため、政令の定めるところにより、栄養費の支給その他の援助をしなければならない。

（出産費の支給）

第十四條 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、五万円から、当該出産につき健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定により支給される分（配偶者分）を含む）、出産費（配偶者分）を含む）又は助産費の額（国民健康保険法の規定により助産の給付が行なわれる場合にあつては、政令の定めるところによつて算定した当該給付の価額）を控除した額を限度とするものとする。

第十五條第一項中「その他の市町村」の下に「特別区を含む。第二十一条から第二十二條の二まで

において同じ。」を加える。

第十七條第一項中「第十三條」を「第十二條」に、「勧奨するものとする」を「勧奨しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（妊産婦の受診に関する援助）

第十七條の二 都道府県知事は、妊産婦が前条の勧奨に基づいて診療を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

第二十一条を削る。

第二十二條第一項中「設置するものに努めなければならない」を「設置するものとする」に改め、同条を第三章中第二十一条とし、第四章を第五章とし、同章の前に次の一章を加える。

第四章 費用

（支弁）
第二十二條 第十條、第十二條から第十四條まで、第十七條の二及び第二十條の規定により都道府県知事又は市町村長が行なう措置に要する費用は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の支弁とし、前条の規定により市町村が設置する施設の設置及び運営に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

（負担）
第二十二條の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち第十三條及び第十四條の規定による措置並びに第二十一条の規定による施設の設置及び運営に要する費用について、その十分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、前条の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用のうち、第十條、第十三條、第十四條、第十七條の二及び第二十條の規定による措置並びに第二十一条の規定による施設の設置及び運営に要する費用については、その十分の八を、第十二條の規定による措置に要する費用については、その十分の一を負担する。

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に
関する請願(第一一四〇号)

一、児童手当制度の制定促進及び医療保険制度
の改善に関する請願(第一一四一号)(第一一
四二号)(第一一四三号)(第一一四四号)(第
一一四五号)(第一一四六号)(第一一四七号
(第一一四八号)

一、ベテラン病者救済等に関する請願
(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五
一号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一
一五四号)

一、労働災害以外によるせき髄損傷者に関する
請願(第一一五六号)(第一一五七号)

一、公的医療機関に対する財政援助等に関する
請願(第一一五八号)

一、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者
に関する請願(第一一五九号)

一、原爆死没者遺族援護等に関する請願(第一
二五七号)

第二〇四九号 昭和四十六年二月十九日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 福岡県久留米市東和町六 田山基
隆

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二〇五〇号 昭和四十六年二月十九日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 茨城県下館市栄町二、六四七社団
法人茨城県鍼灸按摩マッサージ師会
内 菊池庸一

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二〇五一号 昭和四十六年二月十九日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 群馬県前橋市朝日町一ノ二二ノ一
群馬県鍼灸師会内 関庄作

紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二〇五二号 昭和四十六年二月十九日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 山梨県韮崎市韮崎町一、五五五山
梨県鍼灸マッサージ師協会内 土
橋文勝

紹介議員 星野 重次君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二〇五三号 昭和四十六年二月十九日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 岩手県盛岡市住吉町三ノ一三三社団
法人岩手県鍼灸師会会長 三浦一
良

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二〇五四号 昭和四十六年二月十九日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 山口県阿武郡須佐町大字須佐水海
社団法人山口鍼灸マッサージ師会
会長 広石留男

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二〇五五号 昭和四十六年二月十九日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
(一通)
請願者 福井市文京二ノ三ノ三福井県鍼灸
マッサージ師会内 坪内宗次外一
名

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二一二五号 昭和四十六年二月二十日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 鳥取県米子市博労町一ノ七五社団
法人鳥取県鍼灸按摩マッサージ師会
会長 吉岡金市

紹介議員 小林 国司君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二一二四号 昭和四十六年二月二十二日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 佐賀市道祖元町一〇八 松崎新作
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二一二三三号 昭和四十六年二月二十二日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 熊本県玉名市追間 丸山衛
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二一二三二号 昭和四十六年二月二十二日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 福井市毛矢三ノ八ノ一二福井県保
険鍼灸マッサージ師会内 恐神治
一

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二一二三四号 昭和四十六年二月二十二日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 奈良県大和郡山南大工町二大和
郡山市はりきゅうあん摩マッサ
ジ指庄師会内 橋村友安

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二一八五号 昭和四十六年二月二十三日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 岡山市表町三ノ一八ノ三〇 杉原
雅師

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二一二三二号 昭和四十六年二月二十四日受理
はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願
請願者 秋田市大町六ノ五ノ五秋田県鍼灸
師会内 吉岡佐武郎

紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二〇五六号 昭和四十六年二月十九日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願
(一通)
請願者 愛媛県松山市御幸町一ノ三一五ノ
二愛媛県栄養士連盟内 大鍋徹久
外一名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二一六五号と同じである。

第二一〇五号 昭和四十六年二月二十日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願
請願者 富山市牛島本町二ノ一五ノ二二日
本栄養士会富山県支部内 森川清
四

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第二一二七号 昭和四十六年二月二十日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市盛岡赤十字病院内岩
手県栄養士必置義務期成同盟内
江原静江外一名

紹介議員 櫻井 志郎君

第二一二七号 昭和四十六年二月二十日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市盛岡赤十字病院内岩
手県栄養士必置義務期成同盟内
江原静江外一名

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県三浦市城山二四ノ一〇

紹介議員 土岐正彦外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七二号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都品川区荏原二ノ一ノ八

紹介議員 永井順之助外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七三号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向六九九 江藤好

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七四号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都港区芝一ノ四ノ九平和会館

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七五号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県小田原市栢山一、一二三

紹介議員 浦沢司朗外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七六号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井二ノ一、二

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七七号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都品川区南三ノ一ノ二二

紹介議員 佐々木辰雄外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七八号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県戸田市川岸一ノ二ノ二六明

紹介議員 井巖外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七九号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 北海道函館市松陰町二六ノ九 和

紹介議員 田順子外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七七号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都品川区南三ノ一ノ二二

紹介議員 佐々木辰雄外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七八号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県戸田市川岸一ノ二ノ二六明

紹介議員 井巖外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇七九号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 北海道函館市松陰町二六ノ九 和

紹介議員 田順子外千名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇八〇号 昭和四十六年二月十九日受理

医療保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 名古屋市中区瑞穂区日向町二ノ三〇日

紹介議員 向井内 江中武仁外七百五名

この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第一〇九〇号 昭和四十六年二月十九日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 秋田県能代市日吉町二ノ一ノ一有限

会社清掃センター代表取締役 金

平正信外三十八名

第一一三三号 昭和四十六年二月二十日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 徳島県阿南市富岡町玉塚一〇徳島

県清掃協会内 大松谷欣三

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一五五号 昭和四十六年二月二十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 宮城県仙台市東九番丁一三宮城

県清掃連合会内 佐藤清正外七

百九十三名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一六五号 昭和四十六年二月二十二日受理

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一三三号 昭和四十六年二月二十日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 徳島県阿南市富岡町玉塚一〇徳島

県清掃協会内 大松谷欣三

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一五五号 昭和四十六年二月二十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 宮城県仙台市東九番丁一三宮城

県清掃連合会内 佐藤清正外七

百九十三名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一六五号 昭和四十六年二月二十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 横浜市市中区吉田町五三横浜清掃

業協同組合代表理事 福島牧雄

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一六九号 昭和四十六年二月二十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 名古屋市中区栄四ノ三ノ二六愛知

県衛生事業協同組合理事長 関谷

秋夫外三十三名

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一七〇号 昭和四十六年二月二十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 宮崎県西都市大字妻七一一全日本

清掃協会宮崎県連合会内 村上政

則

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一七一号 昭和四十六年二月二十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 熊本県八代市松崎町三〇八 宮崎

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 宮崎県西都市大字妻七一一全日本

清掃協会宮崎県連合会内 村上政

則

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一一七一号 昭和四十六年二月二十二日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 熊本県八代市松崎町三〇八 宮崎

繁治外六十七名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一二二三号 昭和四十六年二月二十四日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 奈良県大和高田市曙町一九ノ三二

奈良県中部清掃事業協同組合代表

理事 高見精治外十二名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一二六四号 昭和四十六年二月二十五日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 千葉市椿森町四八七千葉県清掃協

会内 鈴木富雄外五十一名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一二二八号 昭和四十六年二月二十日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市加賀野二ノ五ノ一

池野三太郎外一名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一二二八号 昭和四十六年二月二十日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市加賀野二ノ五ノ一

池野三太郎外一名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一二二八号 昭和四十六年二月二十日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市加賀野二ノ五ノ一

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第一一四〇号 昭和四十六年二月二十二日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願

請願者 山口県大島郡大島町大字西三浦 福島徳一

紹介議員 片山 武夫君

戦争犯罪裁判関係者に対し、左記のように見舞金を支給されたい。

一、戦争犯罪裁判有罪服役者三千八百四十五人のうち、五百五十五人（服役期間の全部又は一部が恩給法上の在職年数に折算されて普通恩給〔三百七十一人〕一時恩給〔百八十四人〕をすでに受給している）を除いた、三千二百九十九人に対し服役日数に応じて見舞金を支給すること。
（この三千二百九十九人中約四百人は、身分が恩給法の適用範囲外の人であり、とくにこの給付を要請する。その他の約二千九百人は、もとの身分が恩給公務員であるが、その在職年数がすでに恩給法上の所要年数に達していたために、その服役期間は全くとり上げられていない。この不均衡は正のためにも見舞金の支給を要望する。）

二、戦争犯罪裁判判決で無罪となつた人及び犯罪容疑者として逮捕拘禁されたが裁判を受けることなく釈放となつた人千四百八人にに対し、拘禁日数に応じて見舞金を支払うこと。（一人平均拘禁日数、概数三百三十七日）

第一一四一号 昭和四十六年二月二十二日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田四五 古賀道成外千六百六十八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四二号 昭和四十六年二月二十二日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐湯本町八仙三八 八千田進外千二百二十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四三号 昭和四十六年二月二十二日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 大分県佐伯市大東区 足立正美外 四百五十六名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四四号 昭和四十六年二月二十二日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 奈良市村塚新町 岡本祐三外四千三百四十六名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四五号 昭和四十六年二月二十二日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡川棚町旭ヶ丘 三ヶ島浩外三千三百八十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四六号 昭和四十六年二月二十六日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 鹿児島県佐伯郡五日市町正宗二、四〇八ノ五 的場照夫外六百九十名

紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四七号 昭和四十六年二月二十二日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 長野県塩尻市大門三番町一ノ二二 高砂章外千三百三十五名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四八号 昭和四十六年二月二十二日受理
児童手当制度の制定促進及び医療保険制度の改善に関する請願

請願者 京都市右京区桂御所町一八 西条徳行外五百三十名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第一一四九号 昭和四十六年二月二十二日受理
ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都立川市錦町四ノ一ノ二二 井上医院内 井上正士外四名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十六年二月二十二日受理
ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田小川町三ノ三 松下正幸

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一五一号 昭和四十六年二月二十二日受理
ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 兵庫県西脇市和田町四六 田野良雄外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一五二号 昭和四十六年二月二十二日受理
ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田須田町一ノ八 前原裕外三名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一五五号 昭和四十六年二月二十四日受理
ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 長野市中御所四ノ七一ノ四 宮島良夫

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一五六号 昭和四十六年二月二十五日受理
ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都府中市八幡町二ノ一八 真野敏一

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一五六号 昭和四十六年二月二十二日受理
労働災害以外によるせき腫瘍患者に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻字台の原中一三 東北労災病院内全国脊損療友会東北労災支部内 山崎久夫外八十八名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第一一五七号 昭和四十六年二月二十五日受理
労働災害以外によるせき腫瘍患者に関する請願（二通）

請願者 神奈川県小田原市風祭四二二 宇治鉄二外一名

紹介議員 竹田 四郎君

庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）と締結した預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約のうち、次の要件を満たすものをいう。

一 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づき預入等（一定の期限到来後に当該契約に基づき預入等が行なわれた預貯金等又はそれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行なう場合における当該預入等（以下「継続預入等」という。）を除くものとし、当該契約が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の承認を受けた証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたものである場合に於ては、当該購入のための金銭の預託とする。第三号において同じ。）に係る金銭の払込みをするものであること。

二 当該契約に基づく預貯金等については、その預入等が行なわれた日から一年間（当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及びすえ置期間を定め、かつ、最初の預入の日からすえ置期間の満了の日までの間は、その払出しをしない旨を定めたものである場合に於ては、当該最初の預入の日から三年間）は、その払出し又は譲渡（継続預入等で、政令で定める要件を満たすものをするための払出し又は譲渡を除く。）をしないこと。

三 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該労働者と事業主で当該労働者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該労働者に支払う資金から控除し、その者に代わつて行なうものであること。

（労働者財産形成貯蓄契約についての事業主の協力等）

第七条 事業主は、その雇用する労働者が労働者財産形成貯蓄契約を締結しようとする場合及びこれに基づいて預入等をする場合には、当該労働者に対し、必要な協力をするとともに、当該契約の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

（課税の特例）

第八条 労働者が労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をした場合には、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、当該労働者に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第三章 労働者の持家建設の推進

（雇用促進事業団の業務）

第九条 雇用促進事業団（以下「事業団」という。）は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 事業主又は事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下「事業主団体」という。）に対し、事業主にあつてはその雇用する労働者（国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員以外の労働者のうち、労働者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する労働者にその持家として分譲する住宅の建設（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの）の購入を含む。以下同じ。）のための資金（当該住宅の用に供する宅地の取得のための資金を含む。以下同じ。）の貸付けを行なうこと。

二 日本労働者住宅協会に対し、労働者の持家として分譲する住宅の建設のための資金の貸付けを行なうこと。

2 前項第一号の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行なわないものとする。

一 貸付けを受けようとする者（その者が事業主団体である場合には、その構成員であるすべての事業主）が、その雇用する労働者に代わつて労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行なつていないこと。

二 貸付けを受けようとする者（その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該住宅の分譲を受けようとする労働者を雇用する事業主）が、当該貸付けに係る資金により建設し、又は購入する住宅の分譲にあつては、労働者令で定めるその分譲を受ける労働者の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

（金融機関等への協力の要請）

第十条 事業団は、前条第一項の貸付けに必要な資金を調達するため、労働者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、協力を求めることができる。

（監督）

第十一条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、第九條第一項の業務（以下「財産形成業務」という。）に關し監督上必要な命令をすることができ

る。

（雇用促進事業団法の準用等）

第十二条 雇用促進事業団法第十九条の二、第二十条並びに第三十七條第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、財産形成業務について準用する。

2 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、財産形成業務について適用しない。

3 第一項において準用する雇用促進事業団法第十九條の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三條及び第三十九條の規定の適用については同法第十九條の二第

一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、第一項において準用する同法第十九條の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、財産形成業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九條に規定する業務と、前条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

（事業主の協力等）

第十三条 事業主は、労働者の持家の取得を効果的に推進するため、互いに協力するように努めるものとする。

2 前項の場合において、国及び地方公共団体は、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を与えるものとする。

第四章 雑則

（労働者財産形成審議会）

第十四条 労働省に、労働者財産形成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に應じて、この法律の規定によりその権限に属せられた事項その他の労働者の財産形成に関する重要事項を調査審議するほか、これらに關し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

3 審議会は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

4 この法律に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（公務員等に関する特例等）

第十五条 国又は地方公共団体は、国家公務員又は地方公務員で、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四條第一項又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十三條第一項の規定の適用を受けないものに代わつて労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払

込みを行なう場合には、これらの者に支払う賃金から当該預入等に係る金額を控除することができる。

2 国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員（勤労者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政令で定めるものに限る。）にその持家として分譲する住宅の建設及び分譲の業務その他これに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合若しくは同法第二十七条に規定する市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）第三条に規定する共済組合（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行なうことができる。

3 第十条の規定は、共済組合等が前項の規定による住宅の建設のための資金を調達する場合について準用する。

4 内閣総理大臣又は自治大臣は、国家公務員又は地方公務員の財産形成について、第四条の規定に基づき定められる勤労者財産形成政策基本方針の趣旨が生かされるように配慮しなければならぬものとする。

（船員に関する特例）
第十六条 船員法の適用を受ける船員に関しては、第四條第一項並びに第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五條並びに次条第一項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第四條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）中「勤労者財産形成審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

（調査等）
第十七条 労働大臣は、勤労者財産形成政策基本

方針を定めるに於いて必要な調査を実施するものとする。

2 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、勤労者財産形成貯蓄契約に基づき預入等をして、勤労者を雇用する事業主に對し、当該契約の締結及びこれに基づく預入等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）
第二条 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第二十三号の八の次に次の一号を加える。

二十三の九 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）に基づいて、勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得に係る部分に限る。）を定めること。
第四条第七項中「及び第二十四号」を「から第二十四号まで」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）
第三条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律百四十四号）の一部を次のように改正する。
第四條第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針を定めること。
第十二條第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針を定めること。
（運輸省設置法の一部改正）
第四条 運輸省設置法（昭和二十四年法律百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十四号の五を第二十四号の六とし、第二十四号の四を第二十四号の五と

し、第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 船員に係る勤労者財産形成政策基本方針を定めること。
第五十七條中「及び勤労青少年福祉法」を、「勤労青少年福祉法」に改め、「昭和四十五年法律第九十八号」の下に「及び勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）」を加える。

（労働省設置法の一部改正）
第五条 労働省設置法（昭和二十四年法律百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の三中「又は港灣労働法」を「港灣労働法」に改め、「昭和四十年法律百二十号」の下に「又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）」を加え、同条中第三十二号の十一を第三十二号の十二とし、第三十二号の五から第三十二号の十までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の四の次に次の一号を加える。

三十二の五 勤労者財産形成促進法に基づいて、勤労者財産形成政策基本方針を定めること。
第六條第一項第十一号の四中「及び港灣労働法」を「港灣労働法」に、「の施行」を「及び勤労者財産形成促進法（第九條から第十二條までの規定に限る。）の施行」に改める。

第八條第一項第九号の次に次の一号を加える。
九の二 勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

第八條第一項第十四号中「家内労働法」の下に「勤労者財産形成促進法」を加え、同条第三項中「第九号」の下に「及び第九号の二」を加え、「及び家内労働法」を「家内労働法」に、「の施行」を「及び勤労者財産形成促進法の施行」に改める。

第十三條第一項の表中中央最低賃金審議会の項の次に次のように加える。

（勤労者財産形成貯蓄契約の締結に際し、勤労者の財産形成に形成審議会）関する重要な事項を調査審議すること。
（雇用促進事業団法の一部改正）
第六條 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第八條中「六人」を「七人」に改める。
（住宅金融公庫法の一部改正）
第七條 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第七項中「第十九條の二」の下に「（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）第十二條第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）
第八條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の二の次に次の一号を加える。

二十の三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）
（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二條のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の三を第二十号の四とし、」を加える。

第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	一	四	品目の	品目で
五	二	二	書いて	と書いて
六	三	三	差し入れ	差し入れ
七	三	三	科学技術庁	科学技術庁
八	三	三	ありすま	あります
九	三	三	あるか、よう	ある、かよう
二	二	二	適用	適用

昭和四十六年三月十六日印刷

昭和四十六年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局